「第2回 車両用防護柵設置に関する検討委員会」 議事要旨

日 時: 平成18年11月29日(水) 10:00~12:20

場 所:合同庁舎3号館 10階共用会議室B

出席者:元田委員長、赤羽委員、四倉委員、岡委員、玉越委員

議事

1.第1回検討委員会議事要旨の確認について (資料1により事務局から説明)

2.RV車のタイヤサイズ等について

(資料2により事務局から説明)

一般に4輪駆動は、2輪駆動に比較して縁石を乗り上げやすいのではないか。

駆動にはパートタイムとフルタイムがある。縁石の乗り上げやすさを論じる場合は留意する 必要がある。

何センチまで乗り越えられるということは、スペックに記載されているのか。

車体の傾きの許容範囲はあるが、乗り越えられるかどうかはないと思われる。

縁石の乗り上げやすさは、タイヤが回転している場合、ロックしている場合、ブレーキを踏ん でいたかどうかなど、様々な要因が影響する。

3.諸外国における防護柵の基準について

(資料3により事務局より説明)

歩行者用防護柵の荷重は静的荷重であるが、どのくらいの衝突荷重に相当するか求められないか。

衝突荷重は実際には実験で確認しており、静的荷重と衝突荷重の関係を示すことは困難である。

外国の車両用防護柵の設計条件には、車両重量や衝突速度等がいろいろなものがあるが、 強度上は日本と比較してどうなのか。

防護柵に与える衝撃度(エネルギー)に着目すべきであり、その意味で各国差があまりない。

縁石の構造は諸外国と同じなのか。

調査のうえ、次回の委員会で報告する。

4.類似事故の発生状況調査について

(資料4-1、4-2、4-3により事務局より説明)

管理者による確認の過程で判明した22件は、今回の分析対象の中か。

対象外であり、次回までにデータを整理し委員会に報告する。

事故数などの絶対値だけではなく、台キロや延長あたりの事故率など正規化した数値で議

論できるように欲しい。

検討する。

資料4-2の20Pにある事故類型で「橋梁・橋脚衝突」というのがあるが、どのようなものか。

橋梁の親柱への衝突や、他の道路との立体交差などでの橋梁・橋脚への衝突が考えられるが、「防護柵衝突」とどの程度明確に区別されているかは不明である。

車道から逸脱したが、防護柵に衝突し転落しなかったものはどのくらいあるかわからないか。

警察に届出が必ずされるものでないのでわからない。

縁石の誘導効果について、実験をするなどして整理した方がよい。

通常の運転条件を超えるものは対応できないが、既存の研究資料等も活用して整理する。

ITARDAデータの128件から、歩道併設橋梁からの転落事故と確認された事故が55件となっているが、残りはどのような事故か。

車道と歩道が分離された橋梁における事故や、橋梁の前後区間から路外に逸脱し、転落 した事故等である。

5.歩道併設橋梁の実態調査について

(資料5により事務局より説明)

資料5(2)の3項目は記述内容が曖昧であり、調査対象の橋梁が該当するかどうか判断に 迷うのではないか。

現場毎に状況が異なるため、細かく定義することはできないが、例示などで大枠を示す。

6. その他

次回の日程については、前回同様、後日委員の皆様に照会のうえ調整する。

以上